

平成 27 年 4 月 19 日

仲 島 区 規 約 ・ 規 程 集

仲 島 区 規 約

公民館・老人憩いの家規程

個 人 情 報 規 程

自 主 防 災 会 規 程

仲 島 区

平成 27 年 4 月 19 日

仲 島 区 規 約

仲 島 区

仲 島 区 規 約

第1章 総 則

(名称及び事務所)

第1条 本区は、仲島区と称し事務所を仲島公民館（大野城市仲畑4丁目21-1）に置く。

(組織)

第2条 本区は、仲島区内に在住する住民及び事業所（以下区民等という）で構成し、地域世帯で組制を設ける。

2 複数の組を統合して一つのブロックを構成する。

3 組及びブロックの構成については別表1のとおりとする。

(目的)

第3条 本区は、区民等の相互の親和と福祉の増進及び生き甲斐並びに安全・安心の確保を図り、もって区及び市の発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本区は、前条の目的達成の為、次の事業を行う。

- (1) 防災及び土木に関する事項
- (2) 社会福祉に関する事項
- (3) 文化に関する事項
- (4) 防犯及び交通安全に関する事項
- (5) 環境の美化及び保健衛生に関する事項
- (6) 体育に関する事項
- (7) その他、前条の目的を達成する為に必要と認められる事項

第2章 役 員 等

(役員)

第5条 区に次の役員を置く。

- | | |
|-----------|-------|
| (1) 区 長 | 1名 |
| (2) 副 区 長 | 1名 |
| (3) 会 計 | 1名 |
| (4) 幹 事 | 5名 |
| (5) 体育部長 | 1名 |
| (6) 体育副部長 | 0～若干名 |
| (7) 会計監査 | 2名 |

2 区長、副区長、会計を三役と称する。

- 3 幹事は総務及び文化、社会福祉、防災及び防犯・交通、環境及び衛生、体育担当とする。

(顧問)

第6条 区に顧問をおくことができる。

- 2 顧問は、必要に応じて有識者の中から役員会の審議を経て区長が委嘱する。
- 3 顧問は、区長の諮問に答えることができる。

(役員を選出)

第7条 役員を選出にあたっては、「役員選考委員会」を設ける。

- 2 「役員選考委員会」は、有識者若干名、各ブロックにおいて選出された評議員5名、三役及び区長候補を以て構成する。
- 3 「役員選考委員会」は、互選により委員長を選出する。
- 4 「役員選考委員会」は、2月末までに役員候補を選出し、総会において承認を受けるものとする。
- 5 役員に欠員が生じた場合の選出に限り、「役員選考委員会」において役員を選出を行い、評議員会において承認を受けるものとする。

(役員任期)

第8条 役員任期は、三役を2年とし、他の役員は1年とする。ただし再任を妨げない。

- 2 三役の同時交替は行わず、必ず一役は1年以上留任するものとする。
- 3 欠員により選出された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員任務)

第9条 区長は、公民館長を兼任し、区を代表して区の業務及び公民館の管理運営を総括する。

- 2 副区長は、副公民館長を兼任し、区長を補佐するとともに公民館の管理運営や事業の実施に必要な業務を行い、区長に事故ある時は区長の職務を代行する。
- 3 会計は、区の会計業務に従事するとともに、公民館管理運営や事業の実施に必要な業務及び会計業務に従事する。
- 4 幹事、体育部長及び体育副部長は、区長・公民館長を補佐し、区の重要事項を審議するとともに別表2記載の業務及び公民館の管理運営や事業の実施に必要な業務に従事する。
- 5 会計監査は、会計監査を行う。

(組長及び評議員)

第10条 各組に組長及び評議員を置く。

- 2 組長の定数は各組1名とする。
- 3 評議員の定数は各組2名とし、1名は組長が兼任する。
- 4 評議員2名を選出できない場合は、区長の承認を得るものとする。

(組長及び評議員の選出)

第11条 組長及び評議員は各組において選出する。

(組長及び評議員の任期)

第12条 組長及び評議員の任期は1年とし、再任は妨げない。

(組長及び評議員の任務)

第13条 組長及び評議員は区長、副区長の指示により組の連絡、調整、その他組の業務に当たるとともに、区長が必要と認めた事項の審議及び決議を行う。

(役員等の報酬の支給)

第14条 役員等(役員、組長、評議員)には報酬を支給することができる。ただし、支給する場合は予算案にその額を計上し、総会において承認を得るものとする。

- 2 組長に対する報酬については、管理会社が管理する集合住宅において選任された組長は、その他の組長の75%とする。
- 3 評議員は、管理会社が管理する集合住宅において選任された組長以外の組長の75%とする。
- 4 役員等の報酬の支給は原則として毎年度2月に行う。
- 5 役員等が、年度途中でその役を退任し、又は交代した場合の在任期間中の報酬については、在任期間中の日数を以て算出する。
- 6 役員が退任する場合、在任1年あたり3,000円の特別報償金を支給する。

(事務員の雇用)

第15条 区長は、区の業務運営にあたり必要があると認めるときは、事務員を雇用することができる。

- 2 区長は、事務員を雇用するとき及び解雇するとき、区役員の同意を得るものとする。
- 3 事務員の雇用条件等については、別に定める「雇用契約書」による。

第3章 会 議

(会議)

第16条 区の会議は総会、役員会、評議員会、及び組長会とする。

(総会)

第17条 総会は、区の最高機関であって区民等を以て構成し、定期総会及び臨時総会とする。

- 2 定期総会は毎年1回、4月に開催し、臨時総会は必要に応じて区長が招集する。
- 3 総会において議長1名、書記2名を総会出席区民等の中から選出する。
- 4 総会における審議、決議事項は次号のとおりとする。
 - (1) 事業計画に関する事項
 - (2) 予算、決算及び余除金に関する事項
 - (3) 規約の制定、改廃に関する事項
 - (4) 区費の額及び徴収方法に関する事項

(5) その他の重要事項

(役員会)

第18条 役員会は区長、副区長、会計、幹事、体育部長及び体育副部長を以て構成し、区の重要事項について審議、決議する。

(評議員会)

第19条 評議員会は役員及び各組から選出された評議員並びに組長を以て構成し、総会に付議する事項及び区の重要事項を審議、決議する。

(組長会)

第20条 組長会は、区長の下において日常業務の連絡運営に関する事項及び区費の徴収、諸会費等の納入に関する事項を審議する。

(実行委員会)

第21条 区行事の推進にあたり、区長が必要と認めるときは実行委員会を設けることができる。

- 2 実行委員会の構成は、区長、副区長、区役員及び区民代表者とする。
- 3 実行委員会に会長を置き、会長の選任にあたっては会員の互選とする。
- 4 実行委員会の運営にあたっては、区長と連携のもと会長が行うものとする。
- 5 実行委員会は、区行事の企画、運営等について審議、決定する。

(会議の招集)

第22条 全ての会議は、必要に応じ区長が招集する。

(議決)

第23条 全ての会議の議決は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第4章 会 計

(会計年度)

第24条 区の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(運営費)

第25条 区の運営に要する経費は、区費、寄付金、市助成金及びその他の収入を以てこれに充てる。

(区費)

第26条 区費及び役務費の金額並びに徴収方法は総会において定める。

- 2 区費は、3ヶ月分前納を原則とする。(徴収月 4月、7月、10月、1月)

ただし、賃貸マンション、アパート等の区費で、不動産管理会社等が徴収し納入する場合は除く。

- 3 転入者及び転出者は、15日以上在住したる場合に徴収する。
- 4 事業所については、次の区分により特別区費を徴収する。
 - (1) 事業所の従業員数が10人未満の場合は、7,200円
 - (2) 事業所の従業員数が10人以上20人未満の場合は、12,000円
 - (3) 事業所の従業員数が20人以上の場合は、18,000円

(不就労費の徴収)

第27条 区長が命ずる特定区役の不就労者については、不就労費として1世帯あたり1,000円を徴収する。ただし、老人世帯等で区長が認めた者については免除する。

(特定区役従事報償)

第28条 区長が命ずる特定の区役に就労した者に対し、報償金として1名あたり3,000円を支給することができる。

(災害時積立金の運用)

第29条 災害時積立金の運用については、大野城市災害見舞金支給要綱第15号第3条の規定に準じ、被災者に対し区長が見舞金として支給する。

2 災害見舞金及び弔慰金の額は、次の各号に定める金額とする。

- (1) 全壊、全焼又は流失1世帯当り、50,000円、ただし、1人世帯には30,000円
- (2) 家屋の半壊又は半焼1世帯当り、30,000円、ただし、1人世帯には20,000円
- (3) 床上浸水は1世帯当り、10,000円
- (4) 死亡者に対する弔慰金又は行方不明者に対する見舞金1人につき、100,000円
- (5) 重傷者に対する見舞金は1人につき、50,000円
- (6) 床下浸水は1世帯当り、5,000円

3 災害見舞金、弔慰金の支給方法は、災害見舞金は被災世帯主に、弔慰金は遺族に対し支給するものとする。ただし、災害が発生して3ヶ月を経過した行方不明者に対する見舞金は弔慰金に準じて支給する。

4 その他必要事項については区長が判断する。

第5章 表彰及び慶弔

(表彰)

第30条 区長は、役員会の承認を得て、区運営に貢献し顕著な功労があったと認められる個人及び団体等に対し、表彰状又は感謝状を授与することができる。

2 前項の場合において、記念品その他の副賞を付与することができる。

(弔慰)

第31条 区は区民の弔慰について次のとおり行うものとし、区長が支給する。

1 区民(区費納入世帯)の弔慰金は、5,000円とする。

2 役員の弔慰金は、30,000円とする。

第6章 個人情報の保護

(個人情報の保護)

第32条 区活動を推進するため必要とする個人情報の取得、利用、提供及び管理については、別に定める「仲島区個人情報保護規程」により適正に運用するものとする。

第7章 自主防災会

(自主防災会)

第33条 区の自主防災活動を推進するため、自主防災会を組織する。

2 自主防災会の活動の推進に当たっては、別に定める仲島区自主防災会規程による。

附 則

- 1 この規約は、昭和47年4月9日から施行する。
- 2 昭和52年4月 3日 一部改正施行する。
昭和56年4月12日 一部改正施行する。
平成 元年4月16日 一部改正施行する。
平成 2年4月22日 一部改正施行する。
平成 4年4月12日 一部改正施行する。
平成11年4月18日 一部改正施行する。
平成13年4月22日 一部改正施行する。
平成16年4月 1日 一部改正施行する。
平成20年4月13日 一部改正施行する。
平成20年6月22日 一部改正施行する。
平成21年4月19日 一部改正施行する。
平成22年4月18日 一部改正施行する。
平成26年4月20日 一部改正施行する。
平成27年4月19日 一部改正施行する。

別表 1

ブロック・組構成一覧表

ブロック	組	構 成 区 域
1	1 組	仲畑4丁目 27. 31. 28-26
	2-1 組	" 30 (村上第一ビル)
	2-2 組	" 31 (メルゲート・ドアーズ・リレポート)
	3-1 組	" 29
	3-2 組	" 28-8 (シーナ21)
2	4 組	" 25-1 (イマジン御笠の杜)
	5 組	" 19. 24. 25. 26
	6-1 組	" 20. 22
	6-2 組	" 22-10 (シャトールメルベージュ)
	7 組	" 10. 11. 12. 14. 16
3	8 組	" 16. 17
	9 組	" 15. 17
	10-1 組	" 8. 9. 12. 13. 14
	10-2 組	" 3. 9
4	11 組	仲畑3丁目 6
	12-1 組	仲畑4丁目 1. 3. 4. 6. 7
	12-2 組	" 7-28 (アピタシオン)
	12-3 組	" 7-26 (ルベルムⅡ)
5	14 組	" 5. 6
	15-1 組	" 4. 6
	15-2 組	" 5-3 (ルベルムⅠ)
	16 組	仲畑1丁目、仲畑2丁目

別表 2

規約第9条第4項に定める幹事、体育部長及び体育副部長の任務は次のとおりとする。

◎ 総務幹事

- 1 区の総務及び文化全般に関する事項
- 2 総会及び評議員会並びに組長会の運営や実施に際し、事前準備、議事進行にあたる。
- 3 役員会、評議員会への参加及び評議員会での懸案事項処理
- 4 区主催行事の計画、運営、反省会等の実施、実行委員会を立上げた場合は委員会に対する助言を行うものとする。
- 5 文庫活動に関する事項
- 6 その他区長が命ずる事項

◎ 社会福祉幹事

- 1 区社会福祉全般に関する事項
- 2 仲島区地域福祉推進委員会副会長としての運営（福祉推進委員会規程による。）
- 3 ボランティア人材の発掘
- 4 役員会、評議員会への参加及び評議員会での懸案事項処理
- 5 その他区長が命ずる事項

◎ 防災及び防犯、交通幹事

- 1 区防災及び防犯・交通安全に関する事項
- 2 街灯及び防犯灯取替え申請手続き事務
- 3 区内ガードレール、側溝蓋、信号機新設の意見聴取と提言
- 4 役員会、評議員会への参加及び評議員会での懸案事項処理
- 5 その他区長が命ずる事項

◎ 環境及び衛生幹事

- 1 区環境衛生全般に関する事項
- 2 クリーンシティ大野城（春期及び秋期）の区における運営
- 3 投棄物件、放置物件の処理依頼
- 4 月例（5月～10月）清掃（仲島公園、仲島西公園、公園外周）の運営
- 5 花いっぱい実行委員会への助言と問題点の聴取
- 6 役員会、評議員会への参加及び評議員会での懸案事項処理
- 7 その他区長が命ずる事項

◎ 体育及幹事、体育部長、体育副部長

- 1 区体育全般に関する事項
- 2 区主催グランドゴルフ大会等の計画、運営、参加者募集活動、景品の手配
- 3 北コミュニティ主催の各種スポーツ競技大会、まどかれくスポ祭の支援及び参加者募集活動
- 4 北コミュニティスポーツ競技大会実行委員会への出向
- 5 役員会、評議員会への参加及び評議員会での懸案事項処理
- 6 その他区長が命ずる事項

平成 27 年 4 月 19 日

仲 島 区 公 民 館 ・ 老 人 憩 い の 家 規 程

仲 島 区

仲島区公民館・老人憩いの家運営規程

第 1 章 総 則

(趣旨)

第 1 条 本規程は、仲島区民の生涯学習及び地域活動の拠点である仲島公民館（以下「本館」という。）及び老人憩いの家の使用等について定めるものとする。

(運営)

第 2 条 本館の運営に関する事項は、公民館長が統括し、運営に関する経費は、指定管理者交付金、公民館使用料、区費その他をもって充てる。

2 公民館長は本館の運営に関し必要がある場合は、仲島区規約第 5 条に定める役員の同意を得るものとする。

(公民館運営対策委員会)

第 3 条 本館運営対策委員会は、公民館長、副公民館長、及び評議員が推薦する人員を以て構成する。

2 公民館運営対策委員会は、本館の運営及び本館活動に関する事項を、企画、立案するものとする。

第 2 章 役 員

(役員)

第 4 条 本館には、次の役員を置く。

(1) 公民館長 1 名

区長を以て充てる。

(2) 副公民館長 1 名

副区長を以て充てる。

(役員の任務)

第 5 条 役員の任務は次のとおりとする。

(1) 公民館長は、本館管理運営を総括する。

(2) 副公民館長は、公民館長を補佐し、本館の管理、運営に関する業務を行う。

第 3 章 管 理 人

(管理人)

第 6 条 本館の安全を期するため、管理人を置くことができる。

2 管理人の任用及び任務は次のとおりとする。

(1) 管理人は、区役員会の同意を得て公民館長が任用する。

(2) 管理人の任期は1年とし、再任を妨げない。

但し、不適任と認められる行為がある時は、区役員会の同意を得て公民館長が解任することができる。

(3) 管理人は、常に建物内外の清掃を行い、環境、衛生の保全に努め、特に火災、盗難の予防に努めるとともに、備品類等の保全を図らなければならない。

(4) 管理人は、公民館長、副公民館長の指示により伝達資料の配布をしなければならない。

(5) 管理人は、役員の仕事の補助をしなければならない。

3 管理人の休日は、次のとおりとする。

(1) 毎週月曜日、土曜日及び毎月第3日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 館長が必要と認めた場合

(4) 管理人が指定の休日以外に休日を必要とする場合は、事前に公民館長又は副館長に届出るものとする。

4 管理人の雇用条件等については、別に定める「雇用契約書」による。

第 4 章 公 民 館 の 使 用

(開館時間及び休館日)

第 7 条 本館の開館時間は、午前9時から午後9時までとする。

2 本館施設の休館日は、次に掲げるとおりとする。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規程する休日

(2) 毎週月曜日及び第3日曜日とする。

3 公民館長は、必要と認めるときは、あらかじめ市長の承認を得て、開館時間若しくは休館日を変更し、又は臨時に休館日を設けることができる。

(使用許可)

第 8 条 本館を使用する者は、あらかじめ公民館長の許可を得なければならない。

許可を受けた事項を変更し、若しくは取り消そうとするときも同様とする。

2 公民館長が不在の場合は、副公民館長の許可を得るものとする。

3 公民館長は、第1項の許可をする場合において、本館施設の管理上必要があると

認めるときは、条件を付すことができる。

(使用許可の制限)

第9条 公民館長は、次の各号のいずれかに該当する時は、使用を制限し、入館を拒み、又は退館を命じることができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設又は付属設備を破損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) その他公民館施設の管理上支障があると認められるとき。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められるとき。

(使用許可の取消し等)

第10条 公民館長は、使用の許可を受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、又はその効力を停止し、若しくは条件を変更することができる。

- (1) この規程に違反したとき。
- (2) 許可条件に違反したとき。
- (3) 偽りその他不正な手段により許可を受けたとき。
- (4) 前条各号に規定する場合に該当することとなったとき。
- (5) その他公民館施設の管理上支障があると認められるとき。

(損害の賠償等)

第11条 本館の利用者は、その責めに帰すべき事由により施設若しくは付属施設を破損し、又は滅失させたときは、これを原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(使用料金)

第12条 本館使用料金は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 部屋の使用料金は、別表1
- (2) エアコンの使用料金は、別表2
- (3) 備品等貸出し料金は、別表3

(使用料金の納付)

第13条 本館利用者は、本館施設の利用にかかる料金を原則として使用後速やかに公民館長に納付しなければならない。

2 年間を通じて使用する者は、原則として毎月月末日までに公民館長に納付しなければならない。

(使用料金の免除)

第14条 前条の規定に関わらず、公益上特に必要があるとき、又は館長が特に必要があると認めた場合は利用料金を減免することができる。

2 別表4に掲げる場合は、使用料金を免除する。

第5章 老人憩いの家の運営

(運営)

第15条 老人憩いの家の運営については、本規程の第1条、第2条、第4条、第5条、第7条から第11条、第13条、第14条を準用する。

(使用条件)

第16条 老人憩いの家の使用者は区内居住者等で、概ね60歳以上の者とする。

2 原則としてサークル等の使用は認められない。

ただし、公民館長が公益上時に必要があると認めるときはこの限りではない。

3 使用時間は原則として午前9時から午後5時までとする。

ただし、公民館長が公益上時に必要があると認めるときはこの限りではない。

4 1日の使用時間は原則として3時間を超えて占有使用してはならない。

ただし、公民館長が公益上特に必要があると認めるときはこの限りではない。

(使用料金)

第17条 老人憩いの家の使用料金は次のとおりとする。

(1) 部屋代は、1時間400円

(2) エアコン代は、1時間300円

(その他)

第18条 その他の管理運営について必要な事項は、公民館長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 本規程は、昭和47年4月9日より施行する。
- 2 昭和56年 4月12日 一部改正施行する。
昭和61年11月 1日 一部改正施行する。
平成 元年 4月16日 一部改正施行する。
平成 2年 4月22日 一部改正施行する。
平成15年 4月20日 一部改正施行する。
平成21年 4月19日 一部改正施行する。
平成25年 4月21日 一部改正施行する。
平成27年 4月19日 一部改正施行する。

別表（第12条・第14条関係）

別表1 部屋別使用料金（第12条関係）

階	部屋別	区内者使用	区外者使用
1階	集 会 室	600円/1時間	900円/1時間
	保 育 室	300円/1時間	500円/1時間
	実習室（調理室）	500円/1時間	700円/1時間
2階	休憩室（和室）	400円/1時間	600円/1時間
	学 習 室	400円/1時間	600円/1時間

※ 区内在住の方が1人でもいれば、区内者料金を適用する。

※ 事業者区費を納入している法人は区内者料金を適用する。

別表2 エアコン使用料金（第12条関係）

階	部屋別	使用料金
1階	集 会 室	400円/1時間
	保 育 室	200円/1時間
	実習室（調理室）	300円/1時間
2階	休憩室（和室）	300円/1時間
	学 習 室	300円/1時間

※ 各部屋コイン使用となります。つり銭は出ません。

別表3 備品貸出料金（第12条関係）

備品等名	貸出料金
机（脚短・脚長）	100円
椅子	50円
テント	1,000円

※ 1日貸出料金

別表4 使用料金の免除団体（第14条関係）

使用団体名	内 容
仲島区	総会、役員会、評議員会、組長会、敬老会、説明会、体育等
子ども会	総会、定例役員会、懇談会、クリスマス会、祭関連等
シニアクラブ	誕生会、講演会等
農水利組合	総会、役員会、講習会、説明会、溝さらえ等
消防団	総会、役員会、年末防犯警戒等
福祉推進委員会	定例会、講習会、映写会、研修会等

平成 27 年 4 月 19 日

仲 島 区 個 人 情 報 保 護 規 程

仲 島 区

仲島区個人情報保護規程

(目的)

第1条 この規程は、本区が保有する個人情報を適正に取り扱うため必要な事項を定め、区民の権利利益を保護することを目的とする。

(区の責務)

第2条 本区は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、区の活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(区民への周知)

第3条 この要領は、区の総会資料又は回覧により、区民に周知するものとする。

(個人情報の取得)

第4条 この要領において、「個人情報」とは、「区加入届」、「家族（世帯）カード」等により区が取得した次に掲げる個人に関する情報とする。

- (1) 氏名、生年月日、性別、住所、電話番号
- (2) 勤務先（必要に応じ）又は通学先（義務教育）
- (3) その地区の活動において必要とする情報で、本人の同意を得て取得したもの

(個人情報の利用)

第5条 個人情報は、次に掲げる目的のため必要な場合のみ利用するものとする。

- (1) 区費の請求及び管理、文書の送付等
- (2) 区民の名簿及び地図の作成
- (3) 第7条第1項の規定に基づく第三者への情報の提供

(個人情報の管理)

第6条 個人情報が記載された書類等は、区長の責任のもと適正に管理し、夜間等においては、鍵のかかる保管庫等で厳重に保管するものとする。

2 個人情報が記載された書類等が不要となったときは、区長立会いのもと、裁断等の適切な方法で、速やかに廃棄するものとする。

(個人情報の提供)

第7条 次に掲げる場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人情報を、提供先に応じ提供する項目を定め、第三者に提供することができるものとする。

- (1) 法令、市の条例等に基づく場合

- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のため必要な場合
 - (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進のため必要な場合
 - (4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令に定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合
 - (5) その他区であらかじめ決めた提供先に提供する場合
- 2 前項の規定にかかわらず、前項各号に該当する場合であっても、区民本人から個人情報の提供を拒む申出があったときは、提供を行わないものとする。

附 則

- 1 この規定は、平成21年4月19日から施行する。
- 2 平成27年 4月 19日 一部改正施行する。

平成 27 年 4 月 19 日

仲 島 区 自 主 防 災 会 規 程

仲 島 区

仲島区自主防災会規程

(結成及び名称)

第1条 仲島区の自主防災活動を推進するため自主防災会を結成し、仲島区自主防災会（以下「本会」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第2条 本会の事務所は、仲島公民館に置く。

(目的)

第3条 本会は、住民の隣保協同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震、火災、風水害、その他の災害（以下「災害等」という。）による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及・啓発に関すること。
- (2) 災害等に対する予防対策及び地域の災害危険の把握に関すること。
- (3) 災害等の発生時における情報の収集・伝達、避難誘導、初期消火などの応急対策に関すること。
- (4) 前号の防災訓練に関すること。
- (5) 防災資機材等の整備に関すること。
- (6) その他、本会の目的を達成するために必要な事項。

(会員)

第5条 本会は、仲島区にある全世帯をもって構成する。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名 区長がこの任にあたる。
- (2) 副 会 長 1名 副区長がこの任にあたる。
- (3) 記録・会計 1名 区会計がこの任にあたる。
- (4) 班 長 7名 区幹事及び体育部長、体育副部長がこの任にあたる。

2 役員任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

3 欠員により交代した役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の仕事)

第7条 本会の役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を統括するとともに、災害等の発生時における応急活動の指揮を行う。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を行う。また、各班の活動の指揮を行う。
- (3) 記録・会計は本会の記録と会計に関する事務を行う。
- (4) 班長は、会務の運営にあたるほか、班活動の指揮を行う。
- (5) 体育部長、副部長は災害等の発生時において、大野城市、北コミュニティーとの通信、連絡等の任にあたる。

(役員会)

第8条 本会に役員会を置き、全役員をもって構成する。

- 2 役員会は、毎年1回開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。
- 3 役員会は、会長が招集する。
- 4 役員会は、構成員の過半数の出席により成立し、採決は出席役員の3分の2以上の賛成により成立する。
- 5 役員会の議長は、会長があたり議事を進行する。
- 6 役員会は、次の事項を審議し、決定する。
 - (1) 規程の改正に関すること。
 - (2) 防災計画の作成及び改正に関すること。
 - (3) 事業計画及びその実施に関すること。
 - (4) 予算及び決算に関すること。
 - (5) その他、役員会が特に必要と認めたこと。

(防災計画)

第9条 本会は、第4条に定める事業を行うため、防災計画を作成する。

(会費及び経費)

第10条 本会の会費及び運営に要する経費は、区費その他の収入をもってあてる。

(その他)

第11条 この規程に定めのない事項については、役員会で協議して定める。

附 則

- 1 この規程は、平成22年 4月18日から実施する。
- 2 平成27年 4月 19日 一部改正施行する。